

財団法人東京救急協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

財団法人東京救急協会（以下「協会」という。）は、応急手当の普及及び啓発を目的に平成6年に設立された団体であり、主として次の事業を行っている。

ア 応急手当の普及及び啓発事業

イ 救急に関する情報の提供事業

ウ 救急に関する調査研究事業

エ 患者等搬送サービス事業

オ 民間救急コールセンターの運用に関する事業

(2) 都との関係

都は、協会に対して、東京消防庁患者等搬送事業者等案内事業補助金交付要綱に基づき、病院へ移送する転院搬送、入退院及び通院などの際に、民間救急等の配車予約及び案内等を行う事業に要する経費（人件費）を補助対象として、平成17年度3,791万余円、平成18年度3,650万余円の補助金を交付している。

2 組織

協会は、事務所を千代田区麴町一丁目12番（東京消防庁麴町合同庁舎内）に置き、役員20名（理事長1名、理事17名、監事2名）（うち非常勤役員18名）及び職員85名で、4課をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 東京消防庁 平成19年10月 5日

(2) 協会 平成19年10月11日

第4 監査の結果

1 補助事業実績について

平成17年度及び平成18年度の事業実績は、表1のとおりであり、事業実績報告を中心に監査を行った結果、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 搬送案内事業実績

区 分	平成17年度		平成18年度	
	受付件数	契約件数	受付件数	契約件数
民間救急	4,495件	3,694件	4,853件	4,072件
サポートCab	1,310件	1,057件	3,149件	2,682件
搬送案内業務員数 (年度末現在)	12名		12名	

- (注) 1 民間救急とは、寝台又は車椅子の利用者に対応した民間救急車である。
2 サポートCabとは、応急手当の講習を受けた者が乗務するタクシーである。
3 サポートCabの搬送案内事業の開始は、平成17年9月である。